

第6章 特定無線設備の特性試験の試験方法及び端末機器の試験の試験方法

電波法【事業法】改正前の旧制度においては、無線設備【端末機器】の基準適合性の確認は、指定証明機関【指定認定機関】が国の代行機関として業務を実施してきた経緯から、指定証明機関【指定認定機関】がそれぞれ適切と認める「試験方法」を運用して技術基準適合証明等【技術基準適合認定等】の業務を実施してきました。

しかし、新制度においては、指定証明機関【指定認定機関】は民間の登録機関として移行し、さらに、製造業者や輸入業者も自己確認が行えることとなったことから、国が統一的な試験方法を制定することが必要となりました。このため、登録証明機関【登録認定機関】及び製造業者等が遵守すべき特性試験【試験】は、「総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により」試験を行う義務を規定しました。

この告示では、特定無線設備【端末機器】の種別毎に試験方法が規定され、占有周波数帯域幅や空中線電力等の測定項目に関する測定系統図、測定器の条件、測定操作手順、試験結果の記載方法等【測定条件、測定機器、測定回路ブロック図、測定手順】について定義しました。また、特定無線設備については振動試験や温湿度試験といった環境試験に関する試験の取扱いについても規定しています。

総務省においては、試験方法を制定又は改正する場合には、登録証明機関【登録認定機関】や製造業者等からのインプットに基づき統一的な試験方法をパブリックコメントの手続等を経てオープン・プロセスで制定する予定です。